

定義

- ◆ 専ら以下に掲げる営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。

- | | |
|------------------|-------------|
| ・菓子製造業 | ・納豆製造業 |
| ・乳製品製造業（固形物に限る。） | ・麺類製造業 |
| ・食肉製品製造業 | ・そうざい製造業 |
| ・水産製品製造業 | ・複合型そうざい製造業 |
| ・食用油脂製造業 | ・冷凍食品製造業 |
| ・みそ又はしょうゆ製造業 | ・複合型冷凍食品製造業 |
| ・豆腐製造業 | ・漬物製造業 |

主な留意点

- ◆ 上記の各営業で製造された既製品を小分けし、容器包装に入れる等する営業が対象であり、それぞれの製造に付随した小分け行為は各製造業の一部として取り扱い、本号の許可は要しない。
- ◆ アイスクリーム製造業においては、小分けという概念が存在しないことから、本号の許可の対象としない。
- ◆ 冰雪製造業に関しては、冰雪の小分けは冰雪販売業で行われるところであり、冰雪販売業は営業届出の対象に移行することから、本号の対象としない。
- ◆ 乳、乳製品（固形物を除く。）、清涼飲料水、液卵、酒類については、小分けを行う際の食中毒のリスクが高く、製造業と同等の設備を設ける必要があることから、小分けにあっても製造業の許可を要することとする。
- ◆ 食肉処理業において処理された食肉については、食肉処理業に小分け行為が内包されていることから、本号の対象としない。
- ◆ 密封包装食品製造業については、これらの形態の食品は密封された段階で、喫食の最小単位であって、開封して密封性を喪失することで密封包装食品たりえなくなることから、小分けという概念が存在し得ないため、本号の対象としない。
- ◆ 添加物の小分け行為には添加物製造業の許可を要する。
- ◆ 調理や小売販売での小分け行為は本号の対象としない。